

# 堀秀成と宣教使

小林 威 朗

## 一 はじめに

本稿の目的は明治初年に宣教使として活躍した国学者堀秀成（文政二（一八一九）年～明治二十（一八八七）年）の思想・学問を維新以前からの連続性の中から確認し、以て宣教使の実体とそこで活躍した国学者の多様性の一端を示すことにある。そこで、次の二つの視点を設けて、この目的に迫りたい。一つは堀秀成の人物・思想研究であり、一つは宣教使に関する研究である。

堀秀成に関する研究史を概観すると、昭和初期に膨大な数の著作が残されていることが紹介されている。これらは郷土史における偉人顕彰に端を発するものであろう。<sup>(1)</sup> その後の昭和十一（一九三六）年に、茨城県古河町の県立高等女学校にて五十年祭がおこなわれているが、これに際して講演をした河野省三によって秀成の学問傾向と著作の分類

がなされている。<sup>(2)</sup> 河野は秀成の学問上の系譜を「本居宣長—春庭—富樫広蔭—堀秀成」としたうえで、その特徴としては宣教使・教導職として説教に巧みであったこと、学問の「本領は音義学者としての国語学的方面」「一種の言霊学」にあること、法学に関する研究にも取り組んでいたこと、そしてこれらの観点からよく歌を詠み、歌による教化・教導を行っていたことを述べている。その後の研究は、概ねこの河野の分類上に置くことができる。<sup>(3)</sup> 秀成の著述のうち日記があることは既に述べられていたことであるが、<sup>(4)</sup> 近年この日記の調査・分析をしているのが錦仁の一連の業績である。<sup>(5)</sup> 錦の研究により秀成の伝記的研究は大きく進展したといえるが、本稿の課題である宣教使期に関しては、史料の残存状況もあって、言及が少ないといえる。また、秀成に関する研究の多くは明治十八（一八八五）年における常世長胤の言説に影響を受けているように思われる。<sup>(6)</sup>

次に、宣教使に関する研究では藤井貞文の一連の研究が挙げられよう。藤井は明治国学を江戸国学の転生・純化ととらえ、そうした視点からその発端を宣教使の活動の中に見出している<sup>(7)</sup>。これらの研究によって宣教使の活動の実態、特に教義確立や教典編纂に関して明らかにされており、以後の研究に大きく影響をあたえている。しかし、藤井の研究は宣教使官員の思想を本居宣長・平田篤胤の学問を継承したものととらえており、平田篤胤や大國隆正、鈴木雅之、田中知邦等の言説を引用・分析しているため、宣教使総体としての様子は示されているが、官員個人の思想とその変遷に焦点を当てることによって明らかにすることもあるように思われる。

これらのことから、本稿ではまず明治維新以前における秀成の古典解釈・神道思想に着目したい。この点については先行研究で取り上げていない部分であり、宣教使の活動との関連からも重要と考えられる。また、学問傾向を考える上では学統意識にも注意をはらい、ここでは富樫広蔭との関係を取り上げる。そして、宣教使として任用された過程や、そこでの議論の概略を示すことにより、明治維新政府において活躍した国学者達が、多様な思想・学問の中からいかにして国民教化のための教義・教典を編纂しようとしていたかを明らかにしたい。尚、秀成の履歴については

『國學者傳記集成』<sup>(8)</sup>のほか前掲の錦による日記研究が詳細であるのでそちらを参照されたい。

## 二 明治以前の学統意識と古典理解

宣教使の多様性を考えるうえで、明治維新以前における秀成の学問傾向を理解しておくことは、近世国学との連続性という観点からも重要であるように思われるので、ここでは先行研究でも述べられている富樫広蔭との関係から概観したい。

### 二― 富樫広蔭の学問と堀秀成の関係

富樫広蔭は寛政五(一七九三)年十二月十九日、木綿問屋の井出家三男として和歌山に生まれた。幼い頃から病弱で読書を好み、二十歳の頃には狂歌をよく詠んでいたようである。国学者としての動向として顕著なものは文政三(二八二〇)年二十八歳のときに本居大平の門を叩いたことであろう。その後文政五年正月には学問的才能を見出されて大平の養子となっているが、しばらくして養子をとかれていた。同年五月には松坂の本居春庭に師事する事となる。そこで春庭の学問に触れ、『詞八衢』を他の門弟の誰よりも深く理解し、春庭に代わって講義する事もあった。その結果、文政九年には『詞玉橋』という『詞八衢』の理解を

促す書の草稿を著すこととなる。また文政十年には春庭の晩年の著書である『詞通路』の校訂もしている。<sup>9)</sup>しかし、文政十一年の春庭逝去が契機となり、自身の学説を打ち立てるべく『詞玉橋』の改正に着手し、翌年春庭の学説を基礎とし自身の独自性を賦与した形で『詞玉橋』が著され、以後の学説の骨子となるものがこのころ成立する。また、このころには桑名へ移住して結婚し、門人に講義をしながら著述をおこなっていた。時代は下って嘉永三（一八五〇）年、広蔭は神職の鬼島家を継ぎ、富樫を婿養子に譲ったという。後述するがこのころ堀秀成は言幸舎と称していた広蔭の門に学んでいたようである。また、安政二（一八五五）年には従五位下土佐守に叙せられ、安政五年には継嗣広睦に家職を譲っている。晩年にいたるまで著述・講演を続けたとされ、その内容は文法、音韻学、音義説による古典解釈、歌学等と多岐にわたる。明治六（一八七三）年に八十一歳のときに逝去している。

以上、富樫広蔭の履歴の概略を示した。ここでは、春庭に師事していた当初はその文法学説に忠実で代理として講義をするほどであったが、春庭没後から自身の学問を進めていった点を確認したい。そして、その結果として『古事記正伝』（安政期に稿本成立か）という音義学による『古事記』の解釈書を著すこととなる。この著作から窺われる広

蔭の学問的方向性、あるいは音義学の位置づけを尾崎知光は次のように述べる。<sup>10)</sup>

不明なことは敢て曲説せず、不明を不明とする宣長翁の学的態度が、古典研究の本質たる神の問題に及ぶとき、そこに一種の不可知論、神秘論の生ずることは、これまで縷々指摘されてきた所である。かうした態度に対して積極的に反撥する以上、そこには当然不明なものも明らかにする努力が払はねばならない。宣長翁が不明に止めたのは彼自らが学問の限界を自覚したからに外ならないが、広蔭翁においてはこの点を明らかにせずしては古学は無意味であり、従って宣長翁の不可知論的説明は学の放棄を意味するものとして不可解に堪へぬものであったのである。然らば広蔭翁はこの難問題たる「神」をいかに解釈し得たであらうか。彼が自信満々として宣長翁の不徹底を責めたのは如何なる力によるものであらうか。そこに我々は彼の得意の音義説の存在を考へなければならぬ。

この「不可知」を明らかにするための音義学という学問的方向性は「師説に泥まない」とする国学特有の師弟関係の影響もあるであらう。しかし、それ以上に興味深いのは死後の靈魂の行方という、まさに「不可知」の問題に取り組んだ篤胤の学問と同質の方向性であるということである。こ

の点については後に言及するとして、広蔭に学んだ秀成がどのような学問を志向していたのかを確認したい。

## 二―二 学則からみる秀成との関連

『満奈肥廻則』嘉永二(二八四九)年戌十月草稿(武治貞夫編『富樫広蔭門人 道乃舍翁谷直依遺稿』昭和五十一(一九七六)年、所収)から秀成の学問・思想を概観したい。この当時、秀成が学問の基礎においていたのは次に見るように「五十連の音」とそれぞれの語の「言霊」である。

いにしへの道を学ばむには、まづ歌をよむべし。其故り来にしものにて、おのづからいにしへの歌をよくこゝろざしおこるものなればなり。さて歌よまむには、まづいにしへの歌をよくこゝろうべし。古の歌をこゝろへむには、古の詞をこゝろうべし。古の詞をこゝろへむには、言語の本つ意をあきらむべし。言語の本つこゝろをあきらめむには、五十連の音の義をよく心にしめて、それをひろく千萬の言詞に渡し、ふかく思ひ、あつく言霊の妙なることをさとるべし。(二〇六頁)

この学問観は、本居宣長の「道を学ばんと心ざすともがらは、第一に漢意儒意を、清く濯ぎ去て、やまと魂をかた

くする事を、要とすべし、さてかの二典の内につきても、道をしらんためには、殊に古事記をさきとすべし」(『うひ山ふみ』「本居宣長全集 第一巻」五頁)や、平田篤胤の「古へ学<sub>ヒ</sub>する徒は。まず主と大倭心を堅むべく。この固の堅<sub>カ</sub>ラ<sub>レ</sub>では。真<sub>マコト</sub>道<sub>ミチ</sub>の知<sub>チ</sub>がたき由<sub>ユ</sub>は。吾<sub>ガ</sub>師<sub>シ</sub>翁<sub>ウ</sub>の。山管<sub>ヤマケ</sub>の根<sub>ネ</sub>の<sub>キ</sub>丁<sub>テイ</sub>寧<sub>ネイ</sub>に。教<sub>ウチ</sub>悟<sub>ワ</sub>しおかれつる。此<sub>コ</sub>は磐<sub>イハ</sub>根<sub>ネ</sub>の極<sub>イカ</sub>み突<sub>ツ</sub>立<sub>ツ</sub>る。巖<sub>イハ</sub>柱<sub>シラ</sub>の。動<sub>ウゴク</sub>まじき教<sub>ウチ</sub>へなりけり。斯<sub>カク</sub>てその大倭心を。太<sub>タ</sub>高<sub>カウ</sub>く固<sub>メ</sub>ま<sub>ク</sub>欲<sub>ホシ</sub>するには。その霊の行方<sub>ユキウ</sub>の安定<sub>テイテイ</sub>を。知ること<sub>チ</sub>なも先<sub>サキ</sub>なりける。」(『霊能真柱』板本、一丁ウ)と比較すると興味深い。「漢意儒意」の排除と『古事記』を主として学ぶべきことを述べる宣長とも、「霊の行方の安定」という目に見えないこと(幽冥事)に重きを置いた篤胤とも異なる立場であったといえる。しかしながらその学統意識には宣長からの学統、所謂鈴門の意識も窺われる。

かくてその詞の活、辞の格など論ひいへることは：(中略)：近頃本居宣長大人、その子春庭大人のつはらかに考正されて、世にひろく人のしること、なりぬ。しかはあれど、その詞活、辞の格はたゞいにしへ人のよめる歌、かける書によりてこそいへ、そのおのづからなる格は、いかなるゆゑによれりとまでは、彼大人達もいはれざるを、言幸舍翁の五十連の音の意によりて、千万の言、詞の本つ意をことごとくあきらめ

られけるを、茂足らもこよなきことに思ひて、その教をえて、こゝに詞の活、てにをはの格に考わたし見れば、いともあやしく妙なるものにて、其おのづからなる意明なり。(二〇八—二〇九頁)

このように宣長や春庭の、ことばの活用やてにをはの研究を受け、それをさらに発展させた言幸舎(富樫広蔭)のもとで学んだ秀成(当時、「茂足」と名乗る)であったが、そのような学問からはどのように古典が解釈されるかが問題となる。そこで、次に秀成の著作を見ていきたい。

### 二一三 『神代乃乎都々』

『神代乃乎都々』(安政四(一八五七)年八月、『神道大系』)は序にあたる部分で秀成自身が「五十音の義もて、神典の中なる古語を、よくあきらむるときは、とほき神代もその現にみるがこときものぞ」と述べているように、五十音義による神典(古事記)解釈を例示したものである。まず、嘉永期からの変化として顕著なのが学問意識である。天下の学問に種々の学問あれど、まづ皇神の道の学問ぞ、萬の学問の本来にはありける…(中略)…皇神の道を学むには、神典によりて学ふべきことなり、神典を学はむには、上代の言語の意を、精しく知らずばあるべからず、上代の言語の意を精しく知らむには、諸

の言の本つ意を、五十連音の義もて、攷究ずばあるべからず

言幸舎の学則を秀成が記した『満奈肥廻則』では歌を詠み、古歌を理解するために五十音義の必要が説かれていたが、ここでは「神典」を学ぶために五十音義が必要だとされる。この「神典」は後段で「上代の人の言をも、事をも、心をも」知ろうとするならば「古言古歌」に依拠すべきと述べていることから、歌のみならず日記等をも含んだより広い範囲の「神典」が学問の中心に据えられているとわかる。そして、これまでの学者の「古人の用ひたる言を類聚めて、かれこれ照合せ相通して、其意を解く」という方法で語釈を行っていたことを批判し、そうではなく「言語」というものは「一—言—音のうへに、必その義を備へたるもの」であるからこそ五十音義による解釈が必要であると主張する。

では五十音義によつて「神典」を解釈するところのようになるのであろうか。例えば、『古事記』冒頭の「國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用弊流之時」とある部分ではこの「久羅」という語の音義から「書記一書」というところの「一物」の様を解釈する。すなわち「久羅は、本言久流」であつて「久」は「物を引付象」であり「流」も「物を引寄る象」であるという。そして「この二音を合せて、物の

クル／＼廻ること」となり、その下に続く「多陀用弊流」は「大船のたゞよふなどいふごとく、物の動き定らぬをいふ言」であるから「この語を手近いはゞ、クル／＼トシテ動き定らずある、といふ語になるなり」という。つまり「書記一書」に登場する「産靈神の生成し給へる、一物」は「まことに奇しく異しく活発ありて、その初より廻り漂蕩であり」、そうであるから「天日は萌騰り判れて、大地は元のまゝに、周り漂蕩へるなり」としている。また、『古事記』の「豊雲野神」を解釈して「一物より垂り下りたるもの、凝り結びて、泉國となる形状をもて負せたる御名なる」と述べているので、当時の秀成の世界観として「天地泉」があつたと考えられる。つまり、秀成が五十音義によつて「神典」を解釈した結果導き出されたのは地動説であり、服部中庸『三大考』や平田篤胤『靈能真柱』の説と近似した世界観なのである。<sup>(12)</sup>

このことをどのように評価するかは難しい問題であるが、秀成の安政期の事跡から考えるに平田の学問への接近と考えられるのではなからうか。すでに錦仁が示しているように安政四（一八五七）年六月、それまで甲州御嶽山にて講義をしていた秀成であるが、同所神職である内藤高次郎（在守）から連絡を受け、江戸へ出て水戸藩関係者と接触することとなる。そのことは『琴舎年譜』に「古事記」と

「音義説」を講義し「醜御楯」を著述献上したと記されているといふ。<sup>(13)</sup> この点について平田家の『気吹舎日記』<sup>(14)</sup>からも確認したい。秀成の初出は安政四年六月二十五日条に「晴 甲州内藤高次郎来、同道浪人堀八左衛門と云人来、元は古河藩人也」といふものである。その二日後の同二十七日条に

晴 此度水府家に於て國中神職之風儀御改革之御内存有之、教授之人物を御求めに付、先日同藩久米孝三郎より父君え内談あり、依て堀八左衛門を御推挙被遣、堀は篤学謹行之学也、右に付、今日水府久米孝三郎宅え彼御家之人々打寄、堀を招き講説を聞き、善悪に従ひて議論あり、彼方一同服従に付、追々彼御家へ堀を御招に相成候都合也、尤も父君よりも今日之檢使として、塾生宮崎齋宮・角田由三郎兩人、彼方え被遣、…  
(三二六頁、傍線筆者、以下同じ)

ここに登場する「久米孝三郎」は水戸藩士で気吹舎門人でもある久米幹文で、「父君」は平田鏡胤である。つまり鏡胤が秀成を水戸藩の「教授」として推挙したという（ちなみに「宮崎齋宮」は筑前高祖神社の神職宮崎元胤で、「角田由三郎」は角田忠行である）。また、秀成の著述である『醜の御楯』によつて気吹舎門人内に影響があつたことも確認できる。国立歴史民俗博物館に所蔵されている「平田篤胤関係

資料」のなかに次のような一節を持つ書簡（第八袋 八一五二―四五）がある。

一 此頃醜の御循拝見申候、右之筆振ハ御門下とも不見、掘秀成ハ何国之仁ニ御座候や段々乍御面御序被仰下度奉願上候、扱右の趣向は有とも少々心構仕居候事御坐候へ共武学本論未夕拝見不仕候故、疑念之事不少二付、まとまりかね居候処、秀成ニ先せられ、残念奉存候

本書簡は差出人・宛先ともに不明であるが、文章中に「其節送付願上候児の手かしは一冊御下被成下」とある。そのため、『児の手かしは』成立の安政五年二月以降のものであるとわかる。また「仰之通早速源七郎へも相廻し其外同志之者追々拝見いまた手元ニ帰り不申候」とあり、『児の手かしは』との関連から源七郎とは秋田の気吹舎門人細矢源七郎（出羽国由利郡本庄、嘉永三年七月二十九日入門）と考えられ、この書簡も気吹舎の秋田門人内からの書簡と推測される。そして、堀秀成に興味を持った秋田門人の某が気吹舎宛に問い合わせていると考えられる。さらに「武学本論<sup>(16)</sup>」という気吹舎門人が待ち望んでいた書物に先んじて世に出たと考えられているのである。

この「水戸藩教授一件」の後に『神代乃乎都々』執筆となるので、この時期の秀成は、音義説という全く別の背景

を有しながらも結果的に平田の学問と近似した結論に至っていたと考えられる。

## 二一四 『古伝顕幽考大綱』

安政期に平田の学問への接近が窺われる秀成の学問・思想であるが、慶応元（一八六五）年の著述である『古伝顕幽考大綱<sup>(18)</sup>』（国立国会図書館蔵）では、そのような様子は見られない。明治以降の秀成を考える際に重要であると考えられるので、取り上げていきたい。

この著作は「古伝に三段、御依、十段、顕幽といふ事の有る由」（二丁オ）を述べたものであるという。そして「三段の御依は、天地の初発より神世の末まで通りて、則古伝の経也、十段の顕幽は其中間にありて、則古伝の緯也、さればこの経緯の二つは神典を窺ふの矩にして、我皇神の大道を古典に拠りてこゝろえむとするものは、まづこれを知べきこと也」（二丁ウ―二丁オ）として学問上の重要性を述べる。

まず、この「三段ノ御依」とは『古事記』の「於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理固成是多陀用弊流之國、賜天沼矛而言依賜也」が第一、「此時伊邪那岐命大歎詔、吾者生生子而於生終得三貴子即、其御頸珠之玉緒母由良迹取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、汝命者所知高天原矣事依而賜也」が第二、第三が「天照大御神之命

以、豊葦原之千秋長五百秋之瑞穂国者、我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知国、言因賜而天降也」である。そして「十段ノ顕幽」を『古訓古事記』本文に則して説明していくのであるが、先にみてきた『神代乃乎都々』との比較で重要な点のみを抄出した。

この著述のなかで特徴的なのが本居の神代における「吉凶交替」や平田の「禍津日神」「直日神」による「吉凶交替」から発展して「穢」と「清」による「吉凶交替」から万物生成を導き出す。

かくて顕世なる火の穢によりて悪事の起るべきこと、もの、穢を祓ひ清むるときは、却りて吉事に変ることの本由、また穢の種となりて、もの、生足の本となり、また清きもの、遂に穢にかへること、穢と清と成りかはり、吉事と悪事と行きかはりて、其中間に萬の物も成り、千々の事あることなどすべて、顕世の中なる幽事に係ることを本由となれる（六丁オ、ウ）

「穢」と「清」による万物生成から「根国」万物起原説を説くのである。

萬の物の發生る其本は幽なることは云ふまでもなく、かつ穢の物実となりて其穢の清に变革隨、物は皆成な就つぶもの（九丁オウ）

須佐之男命は天下を所知看べき御依ながら遂に根の国

にいたりまさずしては不適深き幽契ミヤハレましまして根国にいたりまし【根国は顕国に生發る万物をはしめ、すべて顕国のあらゆる事の本は、皆根国より起る深き由あることにて、実はそをしるしめすべき為に根国に到りまさずしてかなはざる、幽契の始よりおはしましたること也】（十丁オ一十二オ、一）は割注）

としている。この秀成の説が音義説から導き出されたものは不明であり、「泉國」と「根國」を混用しているのが世界観についても判別しがたい。しかし、ここで重要な『古訓古事記』に則して説明しているためヨミ国生成について言及していない点であろう。

以上、明治以前における秀成の古典解釈の一端を示したが、次節では宣教使期の学問をみていきたい。

### 三 明治初年の思想

明治初年における秀成の特徴として宣教使の任用が挙げられる。國學院大學図書館の堀秀成コレクションに、当時の著作を含む多くの著作が所蔵されている。そのなかに、『民憲略疏 明治二年建白附録』（「建白」は明治二（一八六九）年六月）という合冊本がある。このうちの「建白」の識語に「○十一月宣教使を設置二日より神祇官において講義有之猶国々へも御差立に相成候旨小生建言闡合悦之」

とあり、秀成の建白と政府の方針とが一致していたことが窺われる。

今般 御一新二付草莽卑賤二至迄為國家無忌憚建言可仕旨

御布告書写謹而奉拜見民政之一端兼而企望仕候儀不顧恐懼奉建言候

一諸道二巡教諭使を遣れ度事

右ハ 太政更始御仁政敷行せられ萬民鴻澤ニ浴し候秋ニ相當り感激可奉體認所 御旨趣壅蔽罷在候僻地も不少奉存候畢竟御布告之趣里正共小民へ篤く説得可仕所其儀無之或は 御布告書郷内に不相示其佻打過候郷村も多分御座候(二丁オ)

上古明法道ノ博士ニ遣れて新令を講説せしめられ候先例之如く府県学校又は東京諸学校等之中にて人物御選舉有之諸國へ教諭使差遣れ 御国体を始め御一新之御旨意并農務は重大之業たる旨因て起る所にて教諭説得仕候ハ、御一新之御旨趣貫徹仕(二丁ウー二丁オ)

ここに示されるように、秀成は明治二年六月の段階でその後の宣教使と同様の方向性の建白をしていたことがわかり、これこそがその後秀成自身によって貫徹される民衆教化の方法であったのであろう。

実際に宣教使に任用されるのは明治三年三月二十三日であるが、同年の日記より秀成の行動を概観してみる。正月朔日は下野国赤見里で「桜山に登りて東京を遥拝」することから始まっている。同五日藤岡好古が東京へ向け出発、その後十一日に秀成も赤見を出て、古河の祖母の墓を参り二十四日に下総国葛飾郡野田町に滞在・教授することとなる。二月二十日に同所を出発し翌日江戸へ到着、その後二十三日に落合直澄を訪ねている。興味深いのは二十五日に直澄と内藤舎人をもなつて「小野宣教権判官をとふ」となっていることである。安政期に交流のあった気吹舎ではなく、小野述信を訪ねているのである。そして三月十四日に神祇官より「御召状来」、同十七日神祇官にて「御試講」があり「古語拾遺を講す 白川殿富小路殿福羽氏小野氏はしめあまた居並ひてきく」との様子であり、無事に二十三日日条に「今日拝任」とある。

この時期に宣教使内で議論されていたのが所謂「神魂帰着」についてである。『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二二、一二八集に収められている平田延胤<sup>19)</sup>による両親宛書簡<sup>20)</sup>にその様子が示されている。なお、遠藤潤<sup>21)</sup>が既に同史料を用いて宣教使における議論を解説しているが、堀との関係上、遠藤論文に導かれながら再度検討する。延胤の書簡に「神魂帰着」が確認できるのは明治三年二月十四

日の記事に「…実ハ彼之神魂帰着之一件、小野ハいまだ強情ニ申張居候故、又私ハ右ニ相反し申張居り候間、此事募り候上ハ免職にも可相成敷」とあるものである。延胤の見解が小野のものと同立している様子が示されているが、形勢は延胤に傾いていく。三月三日には「小野・神魂論兎角強情申張り居候、福羽ハ勿論此方と同意にて逆も小野の論ハたゞずと申居候」(傍点筆者)となり、同十三日には「神魂帰着之一件段々他ニても評判いたし候ニ付取極メ申度、福羽、青山、私と三人申合、先ツ此方之見込通りニ成かけ申候、夫ニ付小野ハ大ニ不平ニて両三日引籠居申候、尤此事ハ当分誰ニも御咄無之様奉願候、近日確定可仕手都合ニ御座候」とあり延胤主導のもと福羽美静、青山景通が同調し「此方」つまり延胤の見解が採用される見込みであるとしている。そして、二十三日には

一 先便奉申上候通例之神魂之帰着先ツ此方之見込通りニ相成申候、小野も異論無之由挨拶有之大安心仕候、此事ニ付ては福羽、青山も不容易心配之処漸々相方付申候、矢野之神魂帰着論一冊【三十枚計り】出来申候、乍去本官之議論相定り候後ニ出最少々残念之様ニも有之候へ共、実は本官中ニて相極り不申候テハ如何之処、前条之通り他論を入らず相決候事却て難有奉存候、矢野之論書尤同意

左もあるべき事ながら皆々安心且一笑仕候

とある。<sup>(22)</sup>ここで重要なのは小野が「異論」無き旨を「挨拶」に來たという点と、先決事項として「他論」を入れずに決定されたという点であろう。前者は小野の著述とされる『神教要旨』とその成立時期を考える一助となると考えられる。<sup>(23)</sup>後者については遠藤が述べるように「長崎発遣に先立つて」という意味合いから重要視されたためであろう。この「神魂帰着」の見解は

神魂帰着之事別紙之通相定り全ク真柱様御説之通ニ御座候

と、父鏡胤に喜びを伝えている。

この後秀成は五月二十四日に宣教少博士となるが、それと前後して宣教使内ではさらなる議論が起っていた。所謂「黄泉国論争」を含んだ宣教使の教義確立の問題である。この所謂「黄泉国論争」について『泉国所在説略附紙答』なる史料が國學院大學図書館所に所蔵されている。これは明治三年五月十七日の奥付がある秀成の著書で、秀成がヨミの所在について言及し、気吹舎の門人で当時宣教権中博士であった伊能頼則が答え、さらに秀成が答えるという形式のものである。この書において秀成と伊能頼則の立場は明確である。

泉國は古へは唯地下にあるさまにおほらかに「曰へ

る」(伝り来し)を三大考よりはしめて月球のこと也といふ説のおこりたるなりそを今按ふに月説命と云御名によみといふ言のあるよりおこりたる説にて他に其徴ありともおほえず(秀成曰、一丁オ、なお「」は前除へ)は加筆を示す)

他に徴多し根國夜之食國など皆徴とすべし、大祓詞は殊に地胎ならざる明徴なるをこゝに云はれしはいかゞ

(伊能曰、一丁ウ)

すなわち「地胎説」の秀成に対して、「月球説」をとる伊能という構図である。そして『古伝顕幽考大綱』における万物生成論を發展させている。

天照大御神は日球表に発るところの光の根本を主宰まし、須佐之男命は地球の中心にまじくて地火の根元を主宰まして地球表に発生するところの萬物の大本を養ひます。かくて日火は地に射して地火を發し相互に資けあひて萬物を生育するもの也(秀成曰、六丁オ)

先にみた「穢」と「清」による「吉凶交替」から万物生成を導き出すという考え方は見られなくなるが、天照大御神が主宰する太陽の光に対して「地火」の根本を主宰する須佐之男命と位置付け、万物の發生に關与するものとしている。また、近世期の「三大考論争」と決定的にことなる宣教師期特有の言説もみられる。

地心を泉とする説は方今天文地理等の学ひらけたる萬國におし張り説きても公然と説くべきを月球とする説は私説あつめりすべて萬國に対して公然と説て彼をしてこの正古伝に信服ひしむるにあらざれば天下の正説とはいひかたきこと勿論なり(秀成曰、六丁ウ)

中庸の「三大考」では「天文地理等」の知識を用いて儒仏の説を排した点が着目されるが、宣教師期の教義確立においてはその「天文地理等」の西洋知識に対しても説明し信服せしめる教義が求められていたといえる。それと同時に古伝解釈に国民教化としての機能をも求める。

(ヨミを一筆者註) 月球とする説は私説にあつめりと云へとはは三大考靈能真柱の説なれば一家の説なること論なければ著作の意もと国威を張らむと欲するにあることをよく明らめよ。天泉の説の如き大平翁以下の徒の云所の如きはいまた人心を憤起振興して古道を恢弘するに足らず(伊能曰、七丁オ)

須佐之男命の月球におはしますこと、せされは国威を張るとならざるはいかにも聞えかたし。此神地心にまじくて地球上の大本を執りおはしまし、天上にます天照大御神と相互に資け合ひ給ひて其二柱命の御中に生れ給ひし御子の皇國を治しめすこととせはいよ(國威をはる意にもなるべきものをや(秀成曰、八

丁ウ—九丁オ)

このように両者はその立場は違えど、意識して取り組んでいることは同じであったと思われる。おそらく「国威を張る」とは慶応三（一八六七）年十二月九日の「王政復古国威挽回御基被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>立候」を意識してのことではなからうか。両者の決定的な違いは世界観もさることながら、このいかにして「国威を張る」かにも現れている。すなわち、「三大考」や「靈能真柱」の説をもちいて皇国の成り立ちからその尊厳を示し、もつて国民に知らしめるべきだとしているのが伊能の立場であろう。これは近世期の政権が武家にあつた状態においては有効な手段であり、またその論の後ろ楯として西洋天文学を用いることが出来た。しかし、時代は変わったのである。儒仏の教と対峙していた近世期とは異なり、宣教使の主たる目的はキリスト教からの防衛であり、西洋天文学の知識を用いるには注意が必要である。このような状況では古典の本文にしたがつて解釈し天照大御神と須佐之男命の間に皇統が連続と続いているというこゝとで十分「国威を張る」ことになる、というのが秀成の立場ではなからうか。

このような宣教使内の対立は、それを取りまとめる位置にある平田延胤の頭を悩ませていた。平田父子の書簡に次のようなものがある（明治三年六月二十八日付け平田延胤

書簡（両親宛）。

一宣教使中是迄不極りなりし条々々之通り、

高天原 予美の国

無上至尊ノ神 常世ノ国

天津祝詞 年回終焉日祭祀ノ事

右六ヶ条ニ御座候て彼是ガツ／＼と論じ居候ニ付、

去ル廿五日博士不残、講義生不残へ右議論一定ニ相

成候様今日中ニ取極候様申達候処、夫より大議論ニ

相成、終ニ二タ組ニ分レ甚六ヶ敷趣ニ付：（中略）

：尤いまだ少々余論殘説有之候へ共一両日中ニハ全

く相済可申都合ニ御座候、御歎被遊可被下候

○御説を奉じ候面々 但予美ヲ月ト定メタル人々也

伊能（頼則） 久保（季茲） 師岡（正胤）

物集高世 鈴木雅之 萩原直胤

○異論之方 但予美八月ヲモ云ヘド地胎ヲモ云フトス

ル人々也

渡邊玄包 堀八左衛門（秀成） 内藤舍人（在

守） 岡吉胤 常世長胤 神田息胤 高橋

玉田事 横山玉田弟 宮西大助 秋山小次

郎 大村伊三郎

堀は「御説」すなわち古史伝の説ではなく、ヨミを月とも地中ともいう面々として数えられている。

この議論の直後の七月三日付けの書簡に次のような一説がある。

一 神魂帰着之儀先頃確定ニ付、此度神魂演義并神魂俗論等之書出来申候、近々官板ニ相成候筈ニ御座候、但先頃申上候通り松井甲太郎宣教少主典ニ相成居候は、全く板下之役ニ付同人ニ為認候都合ニ御座候

ここでは、先決事項として決着していた「神魂帰着」に関する著作が出来たことが述べられている。<sup>(25)</sup>この延胤が言及している『神魂演義』（以下、『演義』）と『神魂俗論』（以下、『俗論』）の二書こそ堀秀成の著作なのである。『演義』は藤井貞文が述べているように『神魂大旨』を解説したもので、学習院大学図書館に堀秀成自筆本が所蔵されていることが確認できる（奥書には命を受けて「明治三年庚午年六月」に著したとある）。また『俗論』はより一般への理解へ供するための物と考えらるが、これは國學院大學図書館に自筆本が所蔵され、その奥書に「こは明治三庚午年七月命をか、ふりてしるしぬ 藤原秀成述」とある。この『俗論』<sup>(27)</sup>には幕末期に懇切丁寧な指導で門人を集めていたとされる、堀の講義傾向が窺われるのでその特徴をいくつか示したい。藤井が既に示しているように、『演義』は八つの項目を立て、その説明がなされているが『俗論』にそのような項

目立てはない。しかし、その内容は同じ項目を一連の文章として著しており、特に説明や譬えに紙幅を割いている。例えば、秀成は顕幽の分治を次のように説明する。

ものは必らず反對の二つあるものなるがその反對の二つとは善と悪と夜と晝と火と水との類こと／＼くあけていふまでもあらずさてかく二ツに分クれば夜八月神【月讀命】知りまし昼は 日神【天照大神】知ります又水は 水神【弥都波能賣神】火は 火神【加具土神】知りますように世にも顕幽の二つありてその顕幽を 天照大御神 高御産霊神の分たまひて顕世は永く

天皇の御治メあそばさる、こと、定り（五丁オ、ウ）このように、相對する概念が必ず存在することから説き始め、その延長に「顕幽」も説明されていて、古典による説明はこの直後にある註に落とされている。そして、「目に見ゆる顕世にて國々所々に府藩縣の政廳といふもの」があるように「目に見えぬ幽世にても所々に 産土神といふ神のおはしまして幽の世の政を分けもち給ふ」としている。さらに、「天皇と 大國主神の幽頭を持分幸り給ふ状左のごとし」として図を用いての説明もしている（七丁ウ）。

天照大御神 — 府藩縣  
皇産霊神 — 産土神

このように分治された「顕幽」であるが、このうち「顕

世」にあるときは「天皇の御心にたがはず」「よきことをつとめ」るのであるが、もしも罪を犯した場合についての説明が興味深い。

顕世の罪を犯すときはその罪を糺し給ひそれ／＼の罪に所せらるゝしかるときは顕の身は罪せらるとはいへとも却て其魂は清まりて幽の世の咎を遁れて天津國に帰らるゝもの也これ刑部省といふものを置れてその罪を問ハるゝゆゑん也さるは顕世にて罪せらるゝに猶幽世を助々まさんとおほしめしにてさも厚き御恵の外ならざるを思ふべし（八丁ウー九丁オ）

魂の行方という「幽世」のことに「刑部省」という「顕世」の組織を関連させているところに特徴があるように思われる。明治六（一八七三）年二月に刊行される『説教体裁論』<sup>(28)</sup>に次のような一説がある。

教導職心得書に。教導は専ラ愚昧ヲ曉ス業なれば。尤も卑近に説き高遠空理に馳すべからず。」とある中。卑近の二字注意せずばあるべからず。此ノ二字を唯賤キ事と思ひ誤りて。売講体に落るを厭はざるは甚非がコト也。此ノ卑近の二字は。高遠の二字の反対にて。其説の徒ラに高遠にのみ趨ラさるるよう。高貴キ事実を。卑手近く説くことにて。イヤシク説けといふ意とは心得べからず同書に時勢人情を熟察シ。日用切実に教

導すべき事」とあるは尤も説教者の目的とすべき主要也。（十丁オ、ウ）

聴衆の側のことをよく考え、理解しやすい講義（説教）をすることこそ堀の最も得意とする事であったのである。

#### 四 むすびにかえて

音義説を学問の主軸に据える堀秀成の学統意識には宣長・春庭、富樫広蔭というに語格研究に注力した面々からの系譜が見出される。この学統意識に従うならば、その音義説は富樫広蔭からの影響が強いと考えられる。宣長が不可知としていたものを富樫広蔭が知ろうとしたように、秀成も音義説から古典を考えたのである。ここに平田の学問との同質性が見出されるとともに、方法論上は多様であるという、後の宣教使における教義確立問題を考えるための重要な点があるように思われる。つまり、平田篤胤は古典を取捨選択することにより本来の古伝を導き出す方法とあり、所謂「古史」を著すことにより神代の様を考えたとあるが、秀成は音義説により『古事記』の一語一句から神代の様子を窺い知ろうとしたのである。この両者に共通するのは、古典の神霊に対する信心であり、問題となるのはその根柢を導き出すための学問的方法論なのである。藤井は宣教使官員について次のように述べる。<sup>(29)</sup>

宣教使は明治新政府の啓蒙運動に繋る政府の一教化機関である。国学者・神道家・儒者等、当時の識者が多数動員せられたが、彼等は多く我が古典に依拠して大教宣布の實際に当る外はなかった。而も彼等の多くは、旧来の学問を継承する者であり、従て官員には一面に学者としての態度が存し、他面には宗教家としての情熱があつた。

秀成が宣教使を拜任した明治三年三月二十三日には、神道による国民教化の際に重要課題とされていた靈魂観については既にあらかじめ決定されていた。そして、所謂「黄泉國論争」においては「泉國」の所在という古典解釈による学問上の問題で対立することとなる。このような状況下で秀成は『神魂演義』と『神魂俗論』を著すこととなる。そこには秀成の学的基盤である音義説は見受けられない。特に『神魂俗論』に見られるのは、神魂帰着について古典に依拠するよりも、目に見える世界の理を持つて説明するという民衆理解への配慮である。

このような秀成の姿勢に、大教宣布のために宣教使としては自説を封じることとした国学者の姿を見るかどうかは措くとしても、少なくとも学問的基盤の異なる人物によって宣教使の靈魂観は形成され教化の根本として説かれることになったことは示せたのではなからうか。

## 註

### (1)

岡田唯吉編『郷土博物館第六回陳列品解説』（財団法人鎌田共済會、昭和六（一九三二）年八月）、中里龍雄「堀秀成翁の自筆稿本に就て」（『國學院雜誌』、昭和七（一九三二）年七月）、千賀覺次編『昭和十年版 古河史跡寫真帖』（茨城縣古河史跡保存會、昭和十（一九三三）年十二月）、小林正盛「神道家堀秀成翁終焉の地を訪ねて」（『國學院雜誌』第四十五卷第十二号、昭和十四（一九三九）年十二月、ただし内容は昭和九（一九三三）年に高松、琴平等を訪ねたもの）

### (2)

河野省三「堀秀成の研究」（『國學史の研究』、畝傍書房、昭和十八（一九四三）年九月、ただし内容は昭和十一（一九三六）年の五十年祭のもの）

### (3)

例えば、説教については、野地潤家「堀秀成の説教論について―話しことは教育史研究―」（『国文学攷』二十三号、昭和三十五（一九六〇）年）、岡田哲「幕末の神道、講釈師堀秀成」（『國語と國文學』第六十二卷第十一号、昭和六十（一九八五）年十一月）、歌による教化については、青山英正「教導職の万葉選歌―堀秀成『名教百首』を中心に―」（『國語と國文學』第八十三卷第九号、平成十八（二〇〇六）年九月）、歌による法學教導については、宮部香織「堀秀成著『田令歌・戸令歌・賦役令歌』―國學院大學『河野文庫』所蔵史料の紹介―」（『國學院大學校史・學術資産研究』第一号、平成二十一（二〇〇九）年三月）が挙げられよう。音義學に関する研究は管見には触れていない。

(4) 安藤正次「吉田日記抄」(『愛書』第三輯、臺灣愛書會、昭和九(一九三四)年十二月)

(5) 「翻刻3」学習院大学図書館 堀秀成「秋田日記」(『和歌の思想・言説と東北地方における芸能文書との影響・交流についての研究―和歌における〈外部〉とは何か―』平成十七年〜十九年度科学研究費補助金研究成果報告書、平成二十(二〇〇八)年三月)、「旅人の発見―堀秀成の『秋田日記』」(『説話論集 第十七集 説話と旅』、清文堂出版、平成二十(二〇〇八)年五月)、「新資料の翻刻と考察 堀秀成『大教本論』(古河市立古河歴史博物館蔵)―伊勢神宮から金刀比羅宮への転地理由をめぐって―」(『人文科学研究』一二三三号、平成二十(二〇〇八)年十月)、「堀秀成の東北旅行」(『宋』第五十二号、平成二十一(二〇〇九)年三月)、「堀秀成の函館布教―付・『函館日記』『函館中学院 神事の記』(学習院大学図書館蔵)」(『人文科学研究』一二五号、平成二十一(二〇〇九)年九月)があり、これらに書下ろしを加えまとめたものに「宣教使堀秀成―誰も書かなかった明治」(三弥井書店、平成二十四(二〇一二年)年)がある。

(6) 「神教組織物語」(『日本近代思想大系五 宗教と国家』(岩波書店、昭和六十三(一九八八)年)、三六九頁)

同三月十七日二、下総古河人堀秀成下総人鈴木雅之ヲ出頭セシメテ、講義ノ試験アリ。堀氏ハ稚キ時ヨリ身持悪キ為古河藩ヲ脱シタル後ハ軍談ナドヲセシナナレバ、講義ハナレテ上手ナリ

(7) 「宣教使と長崎開講」(『國史學』第四四号、昭和十七年)、「宣教使の研究(上下)」(『國學院雜誌』第四九卷第五一

六号、昭和十八年)、「明治國學發生の問題―宣教使を中心として―」(『國學院雜誌』第五二卷、昭和二十六(一九五二)年)、「大教要旨と神教要旨と」(『研修』第一九号、昭和四十(一九六五)年)、「宣教使に於ける教義確立の問題」(『神道學』通号五一号、昭和四十一(一九六六)年)、「神魂大旨』雑考」(『神道學』通号五五号、昭和四十二(一九六七)年)とこれらを含めた「江戸國學転生史の研究」(吉川弘文館、昭和六十二(一九八七)年)がある。

(8) 大川茂雄・南茂樹編『國學者傳記集成』(名著普及会、昭和五十三年、初出は大日本図書、明治三十七(一九〇四)年)

(9) 尾崎知光は「詞玉橋」の学説の成立」において広蔭校正本が本居宣長記念館に所蔵されていることを指摘している。(愛知県立大学文学会編『説林』二二二号、昭和四十八(一九七三)年十二月)

(10) 尾崎知光「富樫広蔭翁の古事記研究―古事記正伝言靈顯幽論について―」(『古事記年報』三三、古事記学会、昭和三十一年(一九五六)年)

(11) ただし地について球体説をとっているかどうかは定かでないが、ここで着目すべきは泉国の生成について言及している点である。すなはち、金沢英之が指摘するように所謂「三大考論争」の端緒となった一つに、記紀には一切言及されていないヨミ国の生成を暗示するという方法で言及してしまったことが挙げられており、秀成は遅ればせながら五十音義による解釈という別の方法でその問題点に触れてしまったと考えられる。

(12) 篤胤は『靈能真柱』で「豊斟淳神」について次のように述べている。

○かの漂へる一物、中より。かの葦牙の如く萌上る物の。漸に騰り漸に天と成り。その跡に残れる地となるべき物ハ。未堅まらず在し時。その底にもまた一物の芽生て。それ即、泉國となるを。後に地と断離れて。いま見放る月即これなり。：(中略)：かく始は。地の根底に成たる國なるゆゑに。根國底國とも。下津國とも。根之堅洲國とも云ふなり。さて豊斟淳神ハ。その芽下る物に因りて。成り坐せる神なり。【そは。葦牙の如く萌上る物に因りて。宇麻志葦牙比古遲神の。成坐ると同例なり。】御名の豊は美称なり。斟淳とハ。字はともに借字にて。斟は物の集り凝る意と。芽す意とを兼たる言にて。そは根底、國の。下方に凝成る状より。負賜へる御名なり。さて淳とは主てふ言を略きていへるにて尊称なり。【この神の御名の。葦牙比古遲神とまをす御名に似たるを思ふべく。またこの御名の義によりて。彼、神と相對て。上と下とに成り坐せるコトとも思ひ定むべし。】(上巻、十二丁オー十三丁オ)

(13) 前掲、錦仁『宣教使堀秀成』、一五三頁。堀の気吹承接近については岡田哲の言及もある(岡田哲「幕末の神道講釈師堀秀成」(『國語と國文學』第六十二卷第十一号、昭和六十(一九八五)年十一月)。

(14) 宮地正人編『国立歴史民俗博物館研究報告 第二二八集』(国立歴史民俗博物館、平成十八(二〇〇六)年三月)

(15) この時期の日記は平田延胤による。  
(16) 『菅能屋先生著述書目』には

此書は。皇國の武國にして。農工商といへども。武を好むこと。異國に卓越たる所以の本を明し。神代より武を専として。古の天皇の。武を以て世を治めまし。臣等ハ武心を本として仕奉れること。また世々に軍法の沿革したること。武士ハいふに及ばず。すべて道に志す人々の心得べく。武道の本とあることどもを論じたる書なり。

(17) とある。(『靈能真柱』菅能屋蔵版、文化十年十二月刻成、東京大学本居文庫蔵)

弘化年間(一八四四〜一八四八)に平田鏡胤が相馬の神職高玉安兒に対し「武学本論は余程隙取可申候追々贈様可申上候」と述べ(相馬地方における平田鏡胤書簡(IV))『國學院大學日本文化研究所紀要』第九九輯(平成十九(二〇〇七)年)、鈴木重胤も越後の桂誉正・誉重父子宛書簡の中で「武学本論は雜書の中へ之を出し申候よしにて未全く相整不申候」と述べている(田村順三郎編『桂家に宛てたる鈴木重胤書信』(昭和四十九(一九七四)年)、一四二頁)。又、慶応二(一八六六)年に平田鏡胤が東信州の掛川吉兵衛宛書簡の中でも「兵学之書之事被仰越、右は武学本論も少々子細有之、未出来不申候」と述べており(吉田麻子「知の共鳴―平田篤胤をめぐる書物の社会史」(ペリかん社、平成二十四(二〇一二年))、総じて谷省吾が述べているようにまとまつた形で著されることはなかったと考えられる(平田篤胤の著述目録―研究と覆刻―(皇學館大学出版部、昭

和五十一（一九七六）年）。

- (18) 國學院大學河野文庫本の『古伝顕幽考大綱』の奥書きに「こはゆゑありて、しはしのほとに、ものしたれば、草稿さへにさで、たゞちにかきはじめたれば、文辞のうへ、事の次第をたゞすいとまあらねば、いまたしきことゞも、ましりたるを、なほをりをみて、改むべし 元治二年二月【時年四十七】慶応元年五月校之」とある。また、本文中に「既二古伝顕幽考といふものを著せるが、今こゝに大綱を記して、先其ノ概略をしらせむと爲る也」（二丁オ）とあり、年譜を見ると「古伝顕幽考」は慶応元年の著述となっている。

(19) 当時延胤は神祇権大祐で宣教判官兼勤していた。

(20) 父鏡胤は京都で学校問題に取り組んでいた。

- (21) 遠藤潤「平田国学における〈靈的なもの〉」（鶴岡賀雄・深澤英隆編『宗教史学論叢一六 スピリチュアリテイの宗教史 下巻』リトン、平成二十四（二〇一三）年一月）

(22) 「矢野之神魂帰着論一冊【三十枚計り】」とは後の『真木柱』のことであろう。板本「真木柱」は四十七丁からなるが、奥書に「明治三年春三月十三日東国の行在所なる神田の旅寓にて抄をへぬ 大学中博士平朝臣玄道」とあり時期に適う。

- (23) 羽賀祥二は『明治維新と宗教』（筑摩書房、平成六（一九九四）年）のなかで明治二年六月に「神教要旨」があり、後に「大教要旨」となったとしている。この点についてはもとより藤井貞文が「大教要旨と神教要旨」と『研修』第十九号、昭和四十（一九六五）年）で述べて

いる。その概略を示すと、國學院大學図書館には小野述信の跋文がある『神教要旨』（二七七／四六）があるが、この跋文を鵜呑みにする事には疑問が生じる。なぜならば、①副島家文書にある「上大教要旨疏」は明確に宣教使期のものであり、②『大教要旨』と『神教要旨』の内容はほぼ同一であるにもかかわらず、③國學院大學図書館所蔵『神教要旨略解』（一七七／K〇七七／一、II）は本文で本来「神教」とあるべき部分が「大教」のままになっている、という三点をあげて、『大教要旨』が先に成立しその後『神教要旨』が成立したとしている。

- (24) また、本稿で示した延胤の言説からすると藤井の論を補足する事が出来るように思われる。すなわち、当初延胤と小野は「神魂帰着」に関して真向から対立していたのであり、のちに小野が折れて「神魂帰着」に一致するという事である。ここでは、延胤は小野の説については「神魂論」として「帰着」の文字を使っていないことに着目される。このことを踏まえて『神魂大旨』と『神教要旨』をみると「帰着」に関して同様の方向性が見出される。『神魂大旨』には「幽を本世とし、天を本所とす、故に理のま、にこれをいへば、靈魂はみな其本所たる天に帰るべきなり」とし『神教要旨』には「魂者神之所賦与、死則復歸其本所」とあり、「天」という場所の限定の有無はあるが神のもとに「帰着」するという方向性は同じものと読める（藤井貞文『神魂大旨』雑考）（神道学会）通号五五号、昭和四十二（一九六七）年）参照。この議論の顛末については前掲、遠藤論文を参照されたい。

(25) 松井甲太郎について詳細は管見の限り不明であるが、『気吹舎日記』には慶応二（一八六六）年ころから「松井孝太郎」の名前が確認でき、明治三年四月に「松井孝太郎 板下料去七月後之分取纏」という延胤の出金の記事がある。このことから気吹舎の出版に関係していた人物と考えられる。

(26) この点については前掲、羽賀『明治維新と宗教』で言及している。

(27) 前掲、岡田哲「幕末の神道講釈師堀秀成」、参照。

(28) 阪本是丸氏所蔵本を閲覧させていただいた。

(29) 前掲、『江戸国学転生史の研究』、四二頁。

\* 本稿は、日本宗教学会 第七一回学術大会（平成二十四年九月、於皇学館大学）の口頭発表「堀秀成の思想と行動——平田派国学者の視点から——」を基に改稿したものである。また、本稿作成後に國學院大學河野文庫本『神代乃乎都々』に河野省三先生の同書に関する原稿があることがわかった。未分析であるため内容に関する言及はできないが、あらためて河野先生が残された学恩に深謝したい。

（國學院大學研究開発推進機構ポスドク研究員）